様式第３号(第６条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

大川市長

大川市地方就職支援金交付決定通知書

大川市地方就職支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第６条の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

１　交付決定額　　交通費　　円
移転費　　円
合　計　　円

２　注意事項

（１）支援金の返還について

要綱第１２条の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額の返還を請求します。

ア 虚偽の申請等をした場合。

イ 前条の規定による報告又は書類の提出に応じない場合。

ウ （在学中に交通費を申請する場合）申請から１年以内に、要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合。

エ （在学中に交通費を申請する場合）申請から１年以内に本市へ転入しなかった場合。（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く）

オ 就業開始日から１年以内に要件を満たす就業先を辞した場合。（ただし、退職日から３か月以内に要件を満たす福岡県内の別の企業等に就業する場合を除く）

カ 本市への転入から１年以内に本市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始又は申請日のいずれか遅い日から１年以内に、本市から転出した場合。

（２）報告等について

大川市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、支援金の申請者及び申請者の就業先に対して必要な事項の報告を求め、関係する書類の提出を求める場合があります。